

国際交流

サンタフェ市サマーキャンプツアー参加者募集

☎708-8501 津山市山北520地域づくり推進室（市役所3階）☎32-2032

津山市と友好交流都市縁組を結ぶサンタフェ市（米国）へ訪問する中学生・高校生を募集します。サンタフェ市の学校が主催する文化交流や体験活動に参加しませんか。

ツアー期間 7月20日(土)～8月1日(木)

対象 市内に在住し、2019年度に中学2・3年生、高校1～3年生になる生徒

定員 15人（応募者多数の場合は選考）

申込方法 地域づくり推進室に備え付けの参加申込書（市ホームページから印刷可）に記入し、郵送または直接提出する

参加費 30万円程度

締め切り 4月12日(金)消印有効

※現地の都合により、訪問日程などに変更が生じる場合があります

2017年度のキャンプツアーの様子



ホストファミリーと記念撮影



ラフティング体験

年金

国民年金保険料の改定

国民年金課国民年金係（市役所1階7番窓口）☎32-2072、各支所・出張所担当課、津山年金事務所（田町）☎31-2360

保険料（平成31年度：月額） 16,410円

支払方法 4月上旬に日本年金機構が送付する納付書で支払う

現金で前払い納付すると割引があります

◆2年分前払い保険料＝380,880円（14,520円引き）

※2年分前払いを希望する人は、別途申請が必要です

◆1年分前払い保険料＝193,420円（3,500円引き）

◆6カ月分前払い保険料＝97,660円（800円引き）

付加年金制度

申出書を提出して、保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金と併せて付加年金を受け取ることができます。受給できる年額は、付加保険料納付月数×200円です。まとめて前払いすると割引があります。



公売

インターネット 公有財産売却

財産活用課（市役所6階）☎32-2021

市では、インターネットのオークションサイトを利用して、所有する未利用・不用財産（物品、車、土地など）の売却を行っています。

オークションサイト

Yahoo!オークション・官公庁オークション

<https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>

※インターネットに接続できる環境が無いなどの理由で、自分で申し込みを行うことができない人は、代理の人が手続きを行うことができます



QRコード

日程

2019年	4月 5日(金)13:00～ 4月22日(月)14:00
	5月30日(木)13:00～ 6月14日(金)14:00
	7月17日(水)13:00～ 8月 1日(木)14:00
	9月 3日(火)13:00～ 9月19日(木)14:00
	10月23日(水)13:00～ 11月 8日(金)14:00
2020年	1月15日(水)13:00～ 2月 4日(火)14:00

※全国の自治体から出品されます。
津山市からの出品が無いこともあります



子育て

お気軽にご利用ください 子どものショートステイ

こども子育て相談室（津山すこやか・こどもセンター内）☎32-7027

子育て中に病気になったり、家族の看護などで一時的に育児ができなくなったりした時、身近に子どもを見てくれる人がいなくて困ったことはありませんか。

そのような時には、子どものショートステイ（子育て短期支援事業）をご利用ください。

対象 次のすべてに当てはまる家族

①子ども・保護者とも市内に在住し住民票を有する、②子どもの年齢が18歳未満

利用できる事例 保護者の病気や出産、看護、事故、冠婚葬祭、出張、学校などの公的行事への参加、または育児疲れなどで子どもの養育が一時的に困難になった場合など

利用可能日数 1回につき7日間まで

利用料（日額） 2歳未満＝5,350円、2歳以上＝2,750円

利用施設（児童養護施設） わかば園（二宮）、立正青葉学園（西寺町）、津山二葉園（林田）

申込方法 事前に電話や窓口で空き状況を確認の上、印鑑を持参して、こども子育て相談室に直接申し込む

※利用中の医療費や行事に参加する費用など、別途実費が必要な場合があります

※世帯の市県民税の課税状況により、利用料が軽減される場合があります



教育

小中学校就学援助制度をご利用ください

図学校教育課（市役所東庁舎2階）☎32-2116

市では、経済的な理由により小中学校に通う子どもの就学に困っていて、援助を希望する保護者に対し、就学のために必要な経費の一部を援助しています。

認定要件 市内に在住する児童・生徒の保護者が、次のいずれかの要件に該当し、援助の必要があると認められたとき

①生活保護（教育扶助）を受けている

②生活保護法に規定する「要保護者」に準ずる程度に経済的に困っている

（例）・市民税が非課税または均等割のみ課税されている

・国民年金の保険料が全額免除されている

・児童扶養手当を受給している

援助内容



新入学児童生徒学用品費
（1年生で当初認定者のみ）



学用品費



給食費



修学旅行費

※県立・私立・市外の小中学校に通学中の人は、援助内容が異なります

※このほかにも認定となる要件があります。申込方法など、詳しくは在籍している学校または市教育委員会学校教育課へご相談ください